

新旧対照表

○千葉県医師修学資金貸付条例施行規則（平成二十一年千葉県規則第二十七号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条第一項第二号の規則で定める者)</p> <p>第二条 条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの</p> <p>二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者</p> <p>三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者</p> <p>(利息の計算方法)</p> <p>第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによつて計算するものとする。</p> <p>2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第二条第一項第二号の規則で定める者)</p> <p>第二条 条例第二条第一項第一号及び第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの</p> <p>二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者</p> <p>三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者</p> <p>(利息の計算方法)</p> <p>第二条の二 条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによつて計算するものとする。</p> <p>2 条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる</p>

書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 推薦書（別記第三号様式）
- 三 連帯保証人の印鑑証明書
- 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの
- 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第一号各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

（連帯保証人）

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあつては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
- 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届

書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 推薦書（別記第三号様式）
- 三 連帯保証人の印鑑証明書
- 四 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 一 県内に住所を有する者 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの
- 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第一号各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

（連帯保証人）

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあつては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
- 二 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届

(別記第六号様式)

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学(停学)届(別記第七号様式)

四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学(停学期間満了)届(別記第八号様式)

五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届(別記第九号様式)

六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届(別記第十号様式)

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(医師業務従事開始届の提出)

第六条 借受人(特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかつた者に限る。)は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

第七条 削除

(返還免除の申請)

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(条例第八条第一項の期間の計算方法)

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

(別記第六号様式)

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学(停学)届(別記第七号様式)

四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学(停学期間満了)届(別記第八号様式)

五 臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届(別記第九号様式)

六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届(別記第十号様式)

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、~~連帯保証人と連署の上~~、借受人死亡届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(医師業務従事開始届の提出)

第六条 借受人(特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかつた者に限る。)は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

~~(返還届の提出)~~

~~第七条 条例第七条の規定により修学資金を返還しようとする者は、修学資金返還届(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。~~

(返還免除の申請)

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(条例第八条第一項の期間の計算方法)

第九条 条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

(返還猶予の申請)

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

(氏名等変更届の提出)

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第十五条 借受人は、第三条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

(返還猶予の申請)

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

(延滞利子の減免申請)

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

(現況報告書の提出)

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

(氏名等変更届の提出)

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人の署名)

第十五条 借受人は、第三条、第四条及び第十二条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

(報告)

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

(報告)

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。